

お客さま各位

2020年10月

飯塚信用金庫

「後見支援預金」の取扱い開始について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫は預金の引き出しなどに福岡家庭裁判所の指示書を必要とする「後見支援預金」の取扱いを開始いたします。

本取扱いは、認知症などによって判断能力が不十分な方に代わって、後見人が代理して法律行為や財産管理を行う「成年後見制度」に対応し、高齢者の資産管理を巡るトラブルを未然に防ぎ、お客さまの生活を支援する取組みです。

記

【取扱い概要】

『後見支援預金』

ご利用対象者	福岡家庭裁判所が「後継支援預金」の新規契約に係る「指示書を交付した方
対象預金	普通預金（有利息型）または普通預金（無利息型／決済性預金）
取扱開始日	2020年10月1日（木）

※詳しくは[商品説明書](#)をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

飯塚信用金庫 業務部

Tel.0948-22-3090

（ 平日 9：00～17：40 ）

以 上